

# グループ通算制度における連帯納付義務の注記等、検討

— ASBJ、税効果会計専門委

去る1月8日、企業会計基準委員会が第68回税効果会計専門委員会を開催した。前回（本誌2021年1月10日・20日号（No.1600）情報ダイジェスト参照）に引き続き、グループ通算制度に税効果会計を適用する場合の取扱いが検討された。

## 保証債務

前回、「連結納税子会社が連帯納付義務を履行する可能性が極めて低いと考えられる場合には注記の必要はないとの定めを踏襲せず、財規等の規定に基づき各社の実態に応じて注記の要否を判断する」という事務局提案に対して賛意が示された一方、「注記は必要ないのでないか」との意見も聞かれていた。事務局より、これを踏まえて新たに次の2案が提示された。

**案1**…連結納税制度での取扱いを踏襲し、通常は、連帯納付義務を履行する可能性が極めて低いとの表現を引き継ぐ。  
**案2**…連結納税制度での取扱いを踏襲せず、通算グループ内

の会社ごとに連帯納付義務を履行する可能性を評価して、可能性が極めて低いと判断した場合には、注記を要しないとす。

専門委員からは、案1を支持する声が比較的多く聞かれた。

## グループ通算制度を前提とした税効果会計の適用時期についての分析

グループ通算制度の適用初年度である2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用するパターンとして、次の3つのケースが考えられる。

- (1) 連結納税制度からグループ通算制度への移行
- (2) 連結納税制度から単体納税制度への移行
- (3) 単体納税制度からグループ通算制度への移行

通常のグループ通算制度を適用する場合の取扱いは次のとおりとされているが、(3)についてもこの取扱いを適用することが

提案された。

・グループ通算制度を新たに適用する場合には、通算承認日の属する会計期間から翌事業年度よりグループ通算制度を適用するものとして税効果会計を適用。  
・四半期決算日までに通算承認を受けていない場合であっても、翌事業年度よりグループ通算制度を適用することが明らかかな場合であって、かつ、グループ通算制度に基づく税効果会計の計算が合理的に行われていると認められる場合に限り、翌事業年度よりグループ通算制度を適用するものと仮定して、当四半期会計期間から税効果会計を適用できる。

(1)、(2)については、(3)とは異なるプロセスで移行が行われる。そのため、どの時点からグループ通算制度へ移行することを前提とした税効果会計を適用するかといったこと等について検討されたが、最終的には全体の提案内容が確定してから、新基準の適用日と実務対応報告39号を廃止する時期について検討を行うとされた。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年1月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月1日(月)まで (2月末日期限は休日につき3月1日となる)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和2年11月期) 2カ月延長法人(令和2年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・6月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(12月期を除く) 直前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、9月期) ⑧ 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税の申告納付	②～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。  ⑧ 12月末日が決算期とみなされる。
2月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	

(付記) 個人の申告等の法定期限は所得税(復興特別所得税)・贈与税・住民税・事業税・国外財産調書は3月15日(月)まで、消費税・地方消費税は3月31日(水)まで、相続税は相続があったことを知った日から10カ月以内である。

国際会計

# 金利指標改革の範囲に関するASU、公表

—FASB

去る1月7日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2021-01「金利指標改革(Reference Rate Reform)(トピック848)―範囲」(以下、「本ASU」という)を公表した。**本ASU公表の背景と概要**

FASBは、LIBOR(London Interbank Offered Rates)に代わる金利指標へのスムーズな移行のため、2020年3月に、ASU 2020-04「金利指標改革(トピック848)―財務報告での金利指標改革の影響の円滑化」を公表した。発行日(2020年3月12日)から2022年12月31日まで適用されるASU 2020-04は、特定の規準を満たした「金利指標改革により影響を受ける『契約、ヘッジ関係』その他の取引の会計処理」について、任意の簡便法と例外を提供している。

関係者から、「LIBORなどの消滅する金利を参照していないが、金利指標改革の結果として変更される『マージン決定(margining)、割引、契約価格

調整(alignment)のための金利』を使用するデリバティブにトピック848を適用できるのか」という疑問が提起された。一般的に、この使用している金利の変更は「割引移行(discoun-ting transition)」と呼ばれる。

本ASUは、トピック848の特定の任意の簡便法と例外は「割引移行」により影響を受けるデリバティブに適用することを明確にしている。また、変動金利受領、変動金利支払のクロス通貨金利スワップが純投資ヘッジの「ヘッジ手段」として指定されている場合について、任意の簡便法を追加している。

**適用関係**

本ASUはすべての企業に公表後すぐに適用される。企業は、「本ASUの範囲となる変更について、2020年3月12日を含む中期期間の期首からの特定の日現在で完全に遡及する方法」と「新しい変更について、財務諸表が発行できる状態になる日まで、本ASUの発行日を含むまたは発行日以後の期中期間での特定の日から將

ボジティブ・メンタルヘルス

## 「ポジティブ・メンタルヘルス」

メンタルクリエイト 江口 毅

「書籍やテレビなどを通じて、やる気を出すためのさまざまな方法を知っているのに、それらを試してもいつてもやる気が出ないときがあります。どうすればやる気が出るのでしょうか?」  
これは、先日企業研修で受講者から受けた質問です。質問者の意図や背景を詳しく聞いたうえで、内発的動機づけと外発的動機づけ、効果的な目標設定の方法、自己肯定感の高め方などのモチベーション理論を用いて、質問に回答しました。また、「うまくいっていないことは続ける、うまくいっていないなら別の方法を試す」というブリーフセラピーにおける重要な原則についても助言の1つとして紹介しました。

それと同時に、講師としてはなく、一個人としての見解についても話しました。専門家という立場があるので話すのを憚りましたが、もしかしら何かしら質問者やその他の受講者の参考になるかもしれないと思い、一個人としての率直な考えを話しました。それは、「やる気なんてなくてもよい」という考えです。

筆者自身は、「やる気」、「努力」、「成長」などという言葉に囚わ

れて生きてきたように感じています。そのような姿勢で生きることで、確かに努力する喜びを知ることができたし、自分自身が成長したという実感がありません。仕事においても私生活においても、よい人生を送ってほしい理由の1つだと思えます。

一方で、どうにもやる気が出ないときや以前のように頑張れないときは、そのような姿勢で生きることが罪悪感や自責感呼び起します。特に昨年は、加齢に伴い徐々に頑張ることができなくなってきたこと、「コロナ禍で全般的に意欲が低下したことなどによって、「なぜ自分は頑張ることができないのだろう」、「やる気が起きないのは甘えなのではないか」などと苦しむことがありました。

そのようななかで、ふと思いつかんたことは、「虎はモチベーション高く鹿を狩るのだから」、「牛はやる気を出して頑張つて草を食むのだから」という疑問でした。そんなことはないでしょう。彼らは当たり前のことを当たり前にしていただけです。生きていくためにやる気を出すのではなく、目の前のことを淡々と粛々とこなしているだけなのでしょう。

そんなことを考えたとき、自分もそれとよいのではないかと思いついたのです。今日やるべきことを淡々と粛々とこなす。そうしたら今日が終わり、明日が来る。明日も目の前のタスクを淡々と粛々とこなす。そのような日々の積み重ねだけでも人間の営みとして十分だし、歩みは遅くても自然と成長していけるでしょう。

私たちは、「やる気がある」、「実現したい夢を持っている」、「どんなときも負けない」などのように、社会的風潮や立派な誰かが決めた「あるべき姿」に囚われて生きていくのかもしれない。あなたが苦しむのなら、「あるべき姿」はあなたを力づけてくれるものではない。しかし、「あるべき姿」を目指して生きることが苦しいと感じたら、その呪縛から解放されてもよいのではないでしょう。やる気がない自分を卑下することもないし、無理にやる気を出そうとしなくてもよいのです。虎のように、牛のように、当たり前のことを当たり前にするだけでよい。淡々と粛々と一つひとつこなしていけばよい。専門家が筆者の一個人としての率直な考えです。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年12月25日	市場区分の見直しに向けた上場制度の整備について(第二次制度改正事項)	東証	新市場区分の上場制度の全体像、上場会社の市場選択の手続および上場維持基準を充たさない場合の経過措置について、所要の整備を行うもの。コメント期限は2月26日。 <a href="https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20201225-01.html">https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20201225-01.html</a>	—
2021年1月8日	新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について	金融庁	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに開示書類が提出できない場合は、財務(支)局長の承認により、有価証券報告書および内部統制報告書は事業年度経過後3カ月以内、四半期報告書は四半期会計期間経過後45日以内の期限延長が認められる。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210108.html">https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210108.html</a>	—

金融

楽観視できない米長期金利上昇

来に向かって適用する方法」のいずれかを選択できる。

米長期金利が上昇傾向をみせている。1月11日の米国債市場では、10年物国債の利回りが1.15%まで上昇した。過去には2018年10月に3%台まで上昇したが、その後低下に転じ、昨年7月には0.5%をつけた後、再び上昇に転じた。

長期金利が上昇した理由について、市場関係者は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が広まり、経済活動へのプラス効果が期待されること、1月20日よりバイデン政権がスタートし、財政拡大観測が今後高まる点を挙げている。すなわち、長期資金に対する民間部門と政府部門の両方の需要が重なり、金利上昇の動きが加速するという考え方である。

事実、ブレイク・イープン・インフレ率(物価連動国債と長期固定利付国債の利回り格差で市場が織り込む期待インフレ率)は、昨年3月を底に年明け早々に2018年以来の2%台に達し、市場のインフレ期待が高まっていることを示している。

長期金利は期待インフレ率に連動して動きやすいので、インフレ期待が金利を押し上げていく面もあると考えられる。

ただ、長期国債市場が、ワクチンの普及が景気を押し上げるシナリオを織り込んでいるかは疑問との指摘もある。12月の雇用統計をみても、失業率は前月比横ばいの6.7%、非農業部門の就業者数は前月比14万人の減少となった。雇用者数は

証券 米新大統領の政策を見守る株式市場

2020年5月以降順調に回復してきたが、数字だけみれば、最も失業者が増えた4月の減少幅の約半分が労働市場に戻ってきただけの計算だ。雇用統計は景気の遅行指数であり、少なくとも今年中は景気回復の抑制要因になるとみられる。

また、この長期金利が上昇に転じた7月以降は、ドル指数もおおむね下落傾向にあることを考えると、国内から国外への資金流出も金利上昇の1つの要因となっている可能性もある。したがって、長期金利上昇は今後アメリカ経済に対する懸念材料になり得るとの見方もある。

株式市場に反応が現れることが多い。ところが、今回は前大統領が選挙の敗北をなかなか認めず、スムーズな政権交代に不透明感が生まれた。そのため、閣僚予定者が発表されても、その政策姿勢が聞けず、株価への反応がほとんどみられなかった。

ただ、新政権の最初の経済政策(コロナ禍対策を中心とする巨額な財政支出の構想)が実現すれば、景気の押上げになるとして、米株式市場はこれを年初の株価上昇の材料にした。他方、債券市場は巨額な財政支出が国債の増発につながるとして、長期債の価格下落(金利上昇)へと反応した。

新型コロナウイルス感染症の猛威が全世界を席巻するなか、世界の各株式市場は経験したことがない不安を抱えながら年が明けた。ところが、主要国の株式市場だけは昨年末からの同時株高の勢いを維持し、史上最高値更新を告げる市場が相次いでいる。

尾の一振で急騰となった反動なのか、利食いで調整色のみられる日もある。しかし、共通して次の日の戻りは力強く、投資意欲の旺盛さを裏づけている。

世界の株式市場の中心であるアメリカでは新大統領が誕生し、今後新たな経済政策、外交政策を展開することとなる。通例の大統領交代では、新政権の政策を先取りする形で早々と株

もつとも新年の株価は一本調子上昇ではなく、昨年末が掉

政策を先取りする形で早々と株

要があるだろう。